

受験区分G 公認心理師試験受験までの流れ

※受験区分Gでの受験資格は下記の2つの要件を満たす必要があります。

実務経験5年

公認心理師法第2条第1号から第3号に掲げる行為を、5年以上、常態として週1日以上、業として行っていた方が対象となります。

なお、2012年9月16日～2017年9月15日の間に、少しでも実務経験の期間がなければ、区分Gには該当しません。

実務経験証明書 ※センター所定書式

(実務経験を証明する書類)

勤務先の施設の証明権限者が上記に掲げる業を行っていたと判断した場合、勤務先の施設から受領（※受験申込時に作成します。）

現任者講習会の受講

現任者講習会に、受講要件はありません。どなたでも受講できます。

現任者講習会修了書・修了証明書

(講習会修了を証明する書類)

現任者講習会受講後、講習会実施団体から受領

受験申込

センターが受験申込期間に受験申込書類を受理してから、受験資格審査となります。

実務経験証明書、現任者講習会修了証明書、その他必要書類をセンターに提出

受験資格を有することが確定した場合
受験票受領

公認心理師試験受験

区分Gは2022年9月14日までの特例措置であり、区分Gで受験できるのは、再受験を含めて2022年実施の第5回試験までです。2023年以降に受験する場合は、区分G以外の区分の受験資格要件が必要です。

※受験資格・受験申込詳細は必ず試験当該年度の「受験の手引」でご確認ください。